

教委体第2800号

令和4年2月1日

各県立学校長 殿

体育保健課長

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の
周知について（通知）

上記について、別添（写）のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありました。

濃厚接触者の待機期間や、濃厚接触者のうち社会機能維持のために必要な事業に従事する者の待機期間の解除については、令和4年1月24日付け教委体第2675号『『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応』の周知について』や令和4年1月27日付け教委体第2721号『『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更について』において通知したところです。

今後はオミクロン株陽性者の濃厚接触者の待機期間は7日間とし、8日目に待機を解除とすること、教職員が抗原定性検査キットを用いた検査で4日目及び5日目に陰性が確認された場合は5日目に待機を解除する取扱いが実施できるようになりましたのでお知らせします。

なお、詳細については、下記を参考に願います。

記

■大分県ホームページ

県からのお願い（県民向け）

URL <https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/kennkaranoonegai.html>

- ・濃厚接触者取扱い（令和4年1月28日一部改正）
- ・参考：厚生労働省通知

【担当】

学校保健・食育班 秋吉・村上

TEL 097-506-5636